

**土壤汚染対策法第16条に基づく
汚染土壤の区域外搬出の届出の手引き**

令和3年2月
尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課

汚染土壌の区域外搬出の届出について

土壌汚染対策法（以下「法」という。）第16条の規定により、法第6条第1項又は法第11条第1項の規定により指定された要措置区域等（要措置区域又は形質変更時要届出区域）内の土地の土壌を、要措置区域等外に搬出する場合、届出が必要になります。届出の対象となる行為を行う場合は、以下の内容に沿って届け出てください。

自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間で汚染土壌を移動する場合も、法第16条に基づく搬出の届出、管理票の交付は必要となり、運搬基準も適用されます。

(1) 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、要措置区域等内の土地の土壌を、要措置区域等外に搬出する行為です。

(2) 届出の義務者

届出の義務を負う者は「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」であり、その搬出に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当しますが、受注者がその搬出に関する計画の内容を決定する責任を有している場合には受注者がこれに該当します。

(3) 届出の期限

届出書の提出は、汚染土壌の要措置区域等外への搬出に着手する日の**14日前まで（中14日以上）**に行うことが必要です。ただし、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した場合については、当該土壌を搬出した日から起算して14日以内に届出書を提出してください。

(4) 届出書類

① 汚染土壌の区域外搬出届出書（様式第26）

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の体積、汚染土壌の運搬の方法、汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称、運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先等が欄内に書ききれない場合は、別紙（添付書類）としてください。

② 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面

搬出しようとする汚染土壌の位置や深さごとの汚染状態、要措置区域等の範囲を明らかにしてください。一枚にまとめて明示することが困難な場合は、必要に応じて、平面図、断面図、調査結果一覧表等に別けて記載してください。

③ 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し

④ 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

運搬容器を使用する場合は、その容器に関する資料も添付してください。

⑤ 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合は、積替・保管の用に供する施設の構造を記した書類

- ⑥ 汚染土壌を処理する場合は次の書類
- ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
(汚染土壌処理委託契約書の写し等)
 - ・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し
- ⑦ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、基準を満たす他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用するために搬出する場合は、以下の書類及び図面
- ・土地の形質の変更に使用する場所を明らかにした図面（平面図及び断面図。当該区域の汚染状態及び使用する土壌の汚染状態を明示してください。）
 - ・搬出先の汚染の状況が土壤汚染対策法施行規則第65条の2の基準に該当することを証する書類
 - ・搬出元と搬出先の土地の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること又は、搬出元と搬出先の埋立地が同一の港湾であることを証する書類
 - ・搬出元及び搬出先の汚染が専ら自然由来又は専ら水面埋立土砂に由来するものとして土壤汚染対策法施行規則第65条の4の要件に該当することを証する書類
 - ・汚染土壌を搬出先の土地の形質の変更に他人に使用させる場合は、その旨を証する書類
(搬出元及び搬出先の土地の所有者等との間で交わした契約書、注文書又は受入同意書等の写し)
- ⑧ 飛び地間で移動する場合（同一の土壤汚染状況調査で指定された、要措置区域間または形質変更時要届出区域間でのみ可能）は、次の書類及び図面
- ・搬出先の要措置区域等で使用する場所を明らかにした図面（平面図及び断面図。当該区域の汚染状態及び使用する土壌の汚染状態を明示してください。）
 - ・搬出元と搬出先が同一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

(5) 変更の届出について

届出を行った汚染土壌の区域外搬出届出書に係る事項を変更しようとするときは、汚染土壌の区域外搬出変更届出書を提出してください。

提出・問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6305

FAX：06-6489-6300

E-mail：ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

様式第二十六（第六十一条第一項関係）

提出日を記載してください。
着手予定日の14日前まで（中14日以上）にご提出ください。

汚染土壌の区域外搬出届出書

〇〇年〇月〇日

尼 崎 市 長 殿

届出の義務を負う者は、「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者」であり、その搬出に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。

届出者 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号
尼崎市〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

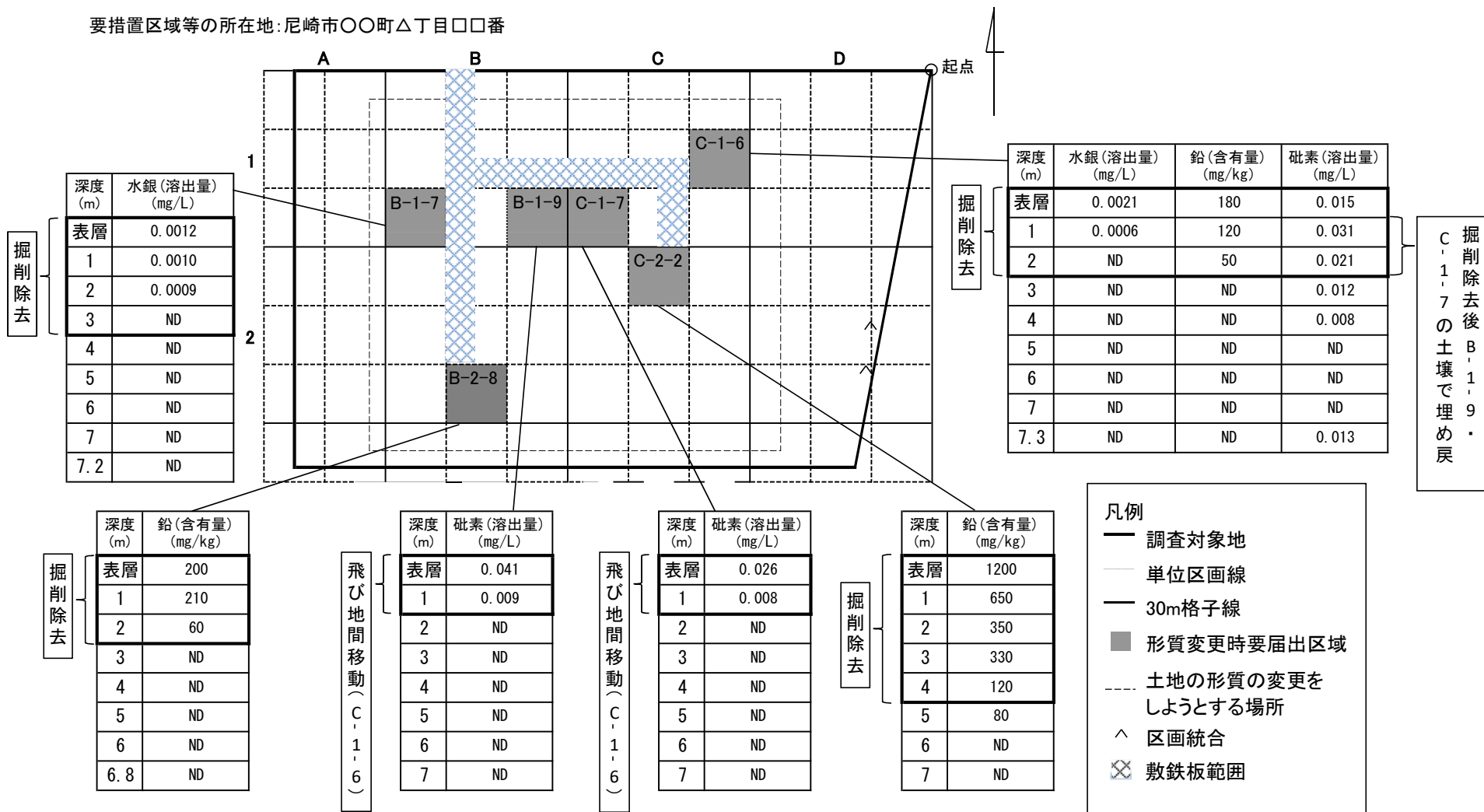
土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 詳細は添付資料〇〇のとおり
汚染土壌の体積	1100m ³ 詳細は添付資料〇〇のとおり
汚染土壌の運搬の方法	陸・海運 詳細は添付資料〇〇のとおり
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	〇〇株式会社
汚染土壌の搬出の着手予定日	〇〇年〇月〇日
汚染土壌の搬出の完了予定日	〇〇年〇月〇日
汚染土壌の運搬の完了予定日	〇〇年〇月〇日 ← 搬出完了日から30日以内
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	添付資料〇〇のとおり
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	添付資料〇〇のとおり
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	添付資料〇〇のとおり
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	尼崎市〇〇町△丁目□□番の一部
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	〇×株式会社
汚染土壌を処理する施設の所在地	××県××市××町××番××号
処理の完了予定日	〇〇年〇月〇日 ← 運搬完了日から60日以内
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	尼崎市〇〇町△丁目□□番の一部 詳細は添付資料〇〇のとおり
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	尼崎市〇〇町△丁目□□番の一部 詳細は添付資料〇〇のとおり
土地の形質の変更の完了予定日	〇〇年〇月〇日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

汚染土壌の場所及び飛び地間移動の場所を明らかにした要措置区域等の図面

要措置区域等の所在地: 尼崎市〇〇町△丁目□□番



※飛び地間移動により溶出量基準を超過した汚染土壌を搬入する場合は、当該土壌が帯水層に接しないようにする等、有害物質の流出対策が必要となります。

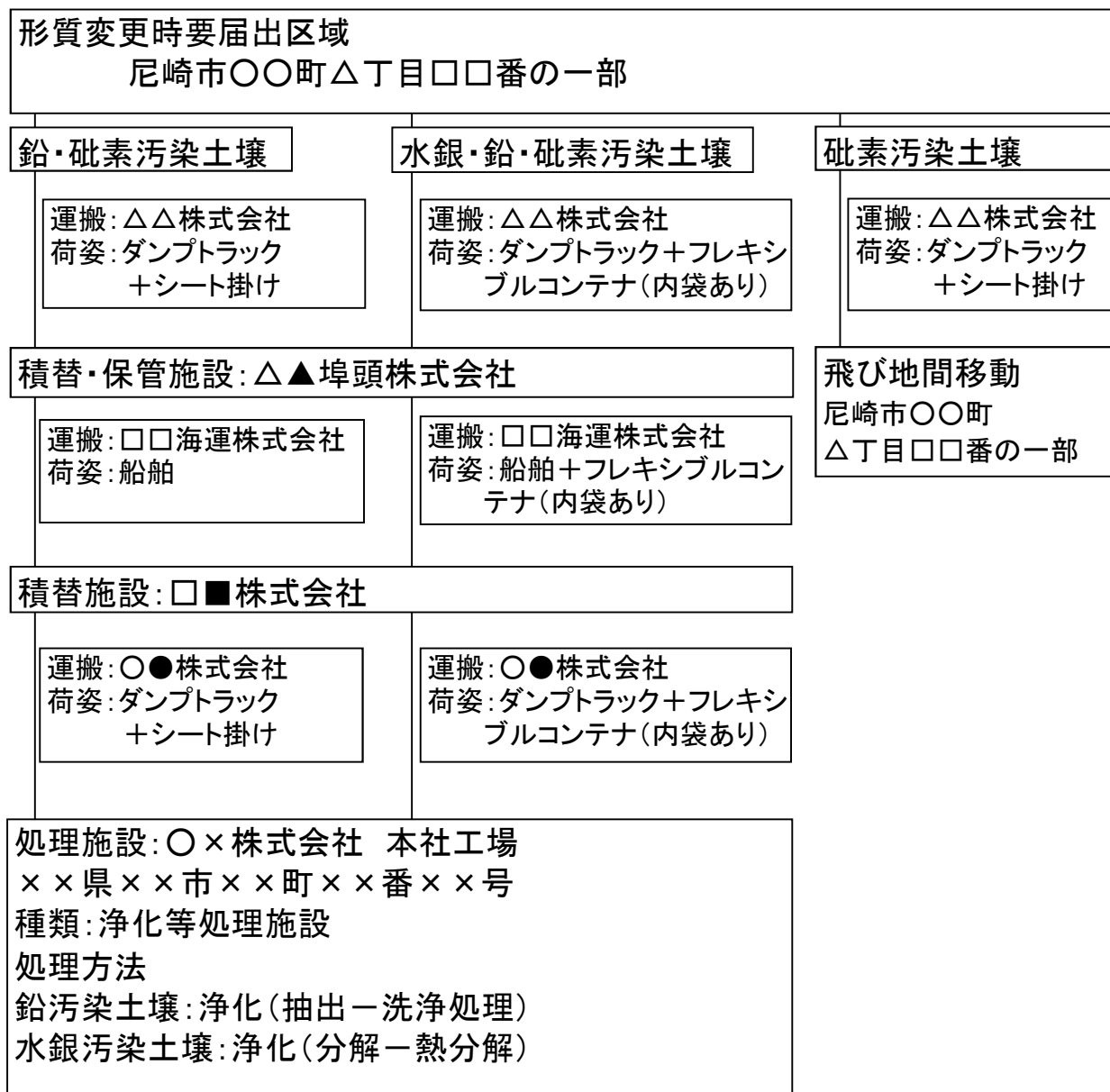
要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土量集計表

処理する汚染土壌					
単位区画	汚染状態	汚染深度	掘削面積	掘削深度	搬出土量
B-1-7	水銀(溶出)	3m	100m ²	3m	300m ³
B-2-8	鉛(含有)	2m	100m ²	2m	200m ³
C-1-6	水銀(溶出)	2m	100m ²	2m	200m ³
	鉛(含有)	1m			
	砒素(溶出)	確定せず			
C-2-2	鉛(含有)	4m	100m ²	4m	400m ³
				合計	1100m ³

飛び地間移動する汚染土壌						
搬出元区画	汚染状態	汚染深度	掘削面積	掘削深度	搬出土量	搬出先区画
B-1-9	砒素(溶出)	1m	100m ²	1m	100m ³	C-1-6
C-1-7	砒素(溶出)	1m	100m ²	1m	100m ³	C-1-6
					合計	200m ³

汚染土壌の運搬方法

1 運搬フロー図



2 運搬体制

運搬受託者: △△株式会社

運搬請負者及び使用する自動車等の一覧は添付資料〇〇のとおり

法第17条に規定された運搬に関する基準への対応をご記入ください。

3 運搬方法

運搬基準対応表

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第1号イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止します。なお、汚染土壌が付着した場合は、敷地内において、タイヤの洗浄を行います。 自動車への積み込み作業中に散水を行います。 自動車の荷台全面を浸透防止シートで覆います。 水銀による汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れて運搬します。 ガット船のハッチカバーを確実に閉じて運搬します。 雨天時や強風時は、現場での積み込み作業を中止します。
<p>法施行規則 第65条第1号ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積み込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用します。 積み込み時に悪臭がないことを確認します。なお、悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れて運搬します。 使用する自動車の最大積載重量及び法定速度を順守します。
<p>法施行規則 第65条第2号 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行います。 緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両等に備え付けます。 作業員への教育内容、緊急連絡体制及び緊急時の対応マニュアルについては添付資料○のとおり
<p>法施行規則 第65条第3号 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水銀による汚染土壌の運搬には、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)を使用します。 鉛による汚染土壌の運搬には、陸運時はダンプトラックを使用し、荷台全面を浸透防止シートで覆います。また、海運時は船倉にハッチカバーのある船舶を使用します。
<p>法施行規則 第65条第4号 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用する自動車の外側の両面に、縦横5cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を行います。 使用する船舶の外側の両面に、縦横30cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬船」との表示を行います。 汚染土壌を運搬中の自動車及び船舶には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付けます。
<p>法施行規則 第65条第5号イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行いません。
<p>法施行規則 第65条第5号ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積替え時も含め、運搬の過程において、汚染土壌とコンクリートくず等の分別行為は行いません。
<p>法施行規則 第65条第5号ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は、この限りでないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との混載は行いません。(使用する自動車及び船舶は、当該形質変更時要届出区域における汚染土壌の運搬を専属とします。)

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第6号イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p>	<p>・積替場所の周囲の囲い及び表示については添付書類○のとおり</p>
<p>法施行規則 第65条第6号ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>・積替場所からの有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置については添付書類○のとおり</p>
<p>法施行規則 第65条第7号 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p>	<p>・△▲埠頭株式会社(住所:兵庫県尼崎市△▲町▲丁目▲番▲号)で、積替えのために一時的な保管を行います。また、この施設以外での保管は行いません。</p>
<p>法施行規則 第65条第8号イ(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>法施行規則 第65条第8号イ(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。 (イ)大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (ロ)保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p>	<p>・保管場所の周囲の囲い及び表示については添付書類○のとおり</p>
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p>	<p>・保管場所からの有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置については添付書類○のとおり</p>
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p>	<p>・排水処理設備については添付書類○のとおり</p>
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p>	<p>・排ガス処理設備については添付書類○のとおり</p>

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第9号 第6号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。 イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。 ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。 ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。 ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによるその表層を固化すること。 ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛による汚染土壌の荷卸し及び船への積み込みは、散水しながら行います。その際、船と施設の隙間から汚染土壌が海に落ちないように、シートで養生します。また、積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 ・水銀による汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れたまま荷卸し及び積み込みを行います。また、積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 ・鉛の汚染土壌は防じんシートで覆った状態で、水銀の汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れたままの状態保管します。 ・雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。 (添付書類○、○参照)
<p>法施行規則 第65条第10号 汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載した△▲埠頭株式会社の施設及び□■株式会社の施設でのみ行います。
<p>法施行規則 第65条第11号 汚染土壌の引渡しは、届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者)以外に行ってはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の引渡しは、届出書に記載した○×株式会社本社工場でのみ行います。
<p>法施行規則 第65条第12号 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から三十日以内に終了すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了します。
<p>法施行規則 第65条第13号 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>法施行規則 第65条第14号 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌運搬契約において、管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認するとともに、自動車登録番号又は船舶名、運搬担当者の氏名及び汚染土壌を引き渡した年月日を記載して、汚染土壌の引渡しの相手方に回付する旨を規定しました。
<p>法施行規則 第65条第15号 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>	<p>汚染土壌運搬契約において、汚染土壌の運搬を他人に委託してはならない旨を規定しました。</p>

汚染土壌の運搬の用に供する自動車等に関する書類

使用予定のある自動車等について、使用者ごとに記載してください。
また、飛散等を防止する構造が異なる場合は、それぞれ記載してください。

自動車等の 使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
△△株式会社	〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	ダンプ	鉛・砒素	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
		ダンプ	水銀・鉛・砒素	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
株式会社〇×	〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	ダンプ	鉛・砒素	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
〇●株式会社	〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	ダンプ	鉛・砒素	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
		ダンプ	水銀・鉛・砒素	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
□□海運株式会社	〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	船舶	鉛・砒素	直積み+ハッチカバー付き
		船舶	水銀・鉛・砒素	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)

船舶の場合、「船舶構造図」
を添付してください。

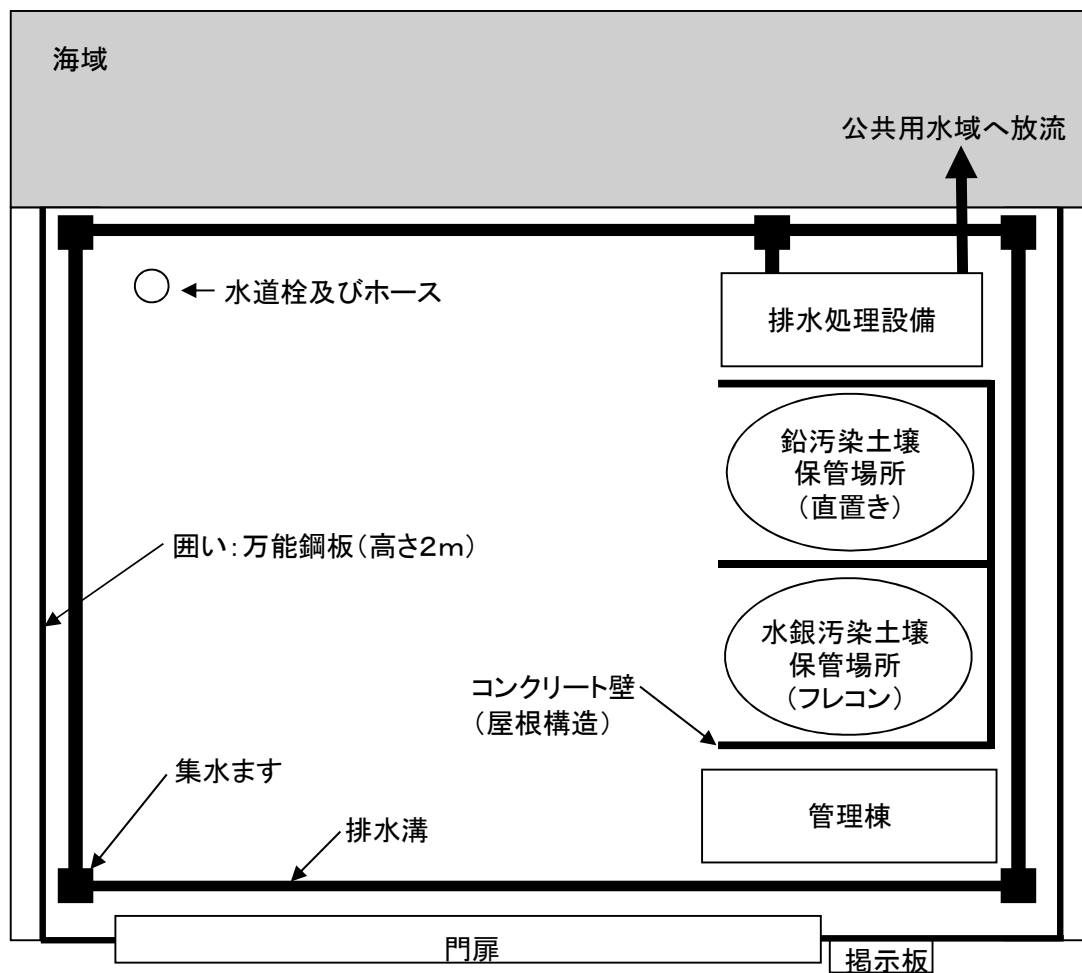
積替・保管の用に供する施設に関する書類

1 積替・保管を行う場所の所在、所有者、連絡先

尼崎市△▲町▲丁目▲番▲号

△▲埠頭株式会社 ○○-○○○○-○○○○

2 △▲埠頭株式会社(積替・保管施設)の施設等の配置図



※施設床面は全て厚さ15cmのコンクリートで舗装されている。

積替施設及び保管施設の構造や設備が分かる写真を添付してください。また、撮影場所が分かる図面も添付ください。

2 積替・保管施設の構造・設備等に関する説明

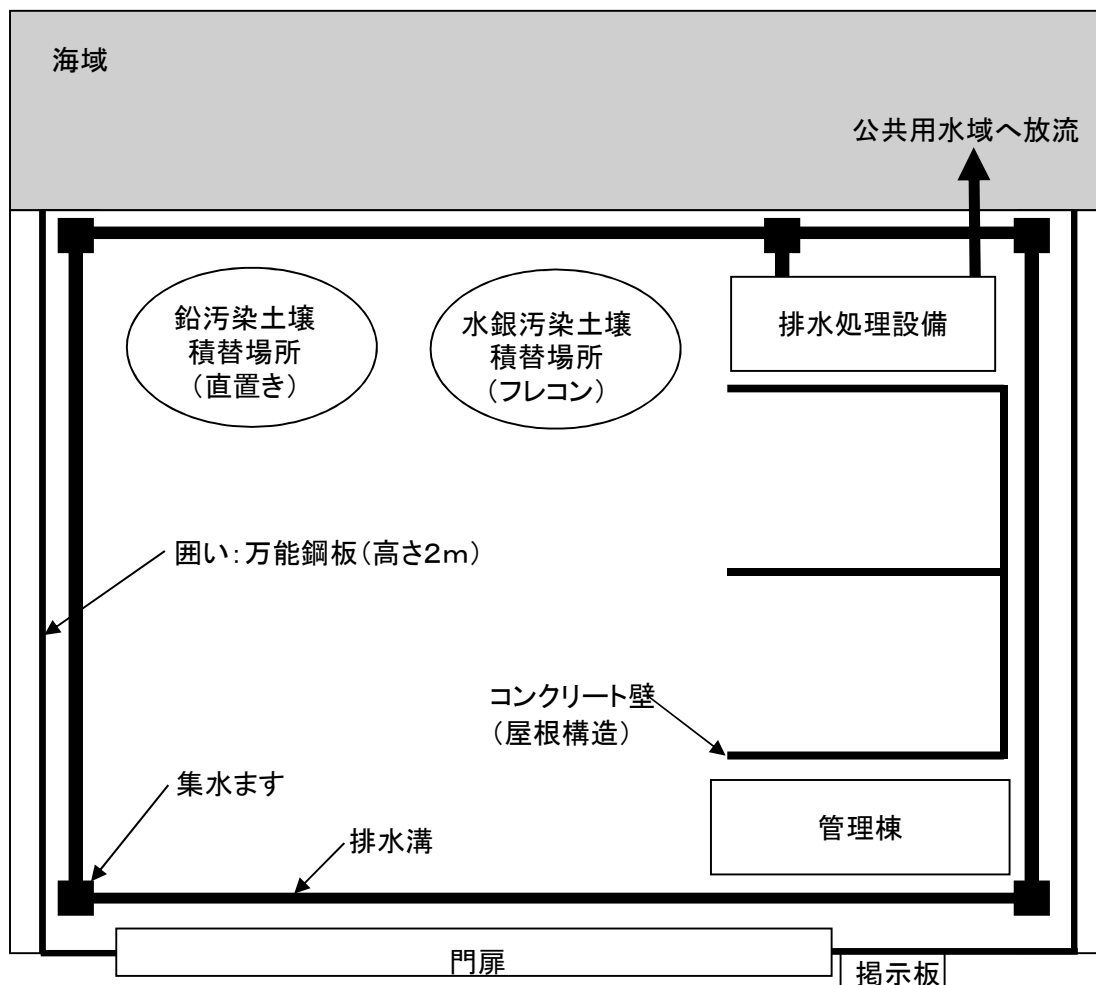
構造・施設等	基準への対応
囲い	施設は、入口に門扉が設置され、岸壁部分を除き、周囲を高さ2mの万能鋼板により囲われています。 また、汚染土壌は、3方を高さ2mのコンクリート壁で囲われた屋根のあるストックヤードに、荷重が直接囲いにかからないように保管します。
掲示板	管理者名称と連絡先を記載した「汚染土壌積替・保管施設」の掲示板(縦60cm×横120cm)が施設入口の門扉脇に設置されています。
床面の構造	施設全体の床面は厚さ15cmのコンクリートで舗装されています。
排水処理設備	施設の床面には排水溝が設置されています。また、施設で発生した汚水を排水基準に適合させるための排水処理設備が設置されています。
排気処理設備	該当なし。
飛散等の防止設備	施設には、2mの万能塀やコンクリート壁の囲い、散水用の水道栓及びホースが設置されています。 なお、鉛の汚染土壌は防じんシートで覆った状態で、水銀の汚染土壌はフレキシブルコンテナ(内袋あり)に入れたままの状態を保管します。また、積替え時に汚染土壌を仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。

積替の用に供する施設に関する書類

1 積替を行う場所の所在、所有者、連絡先

××県□■市■町■丁目■番■号
 □■株式会社 ○○-○○○○-○○○○

2 □■株式会社(積替・保管施設)の施設等の配置図



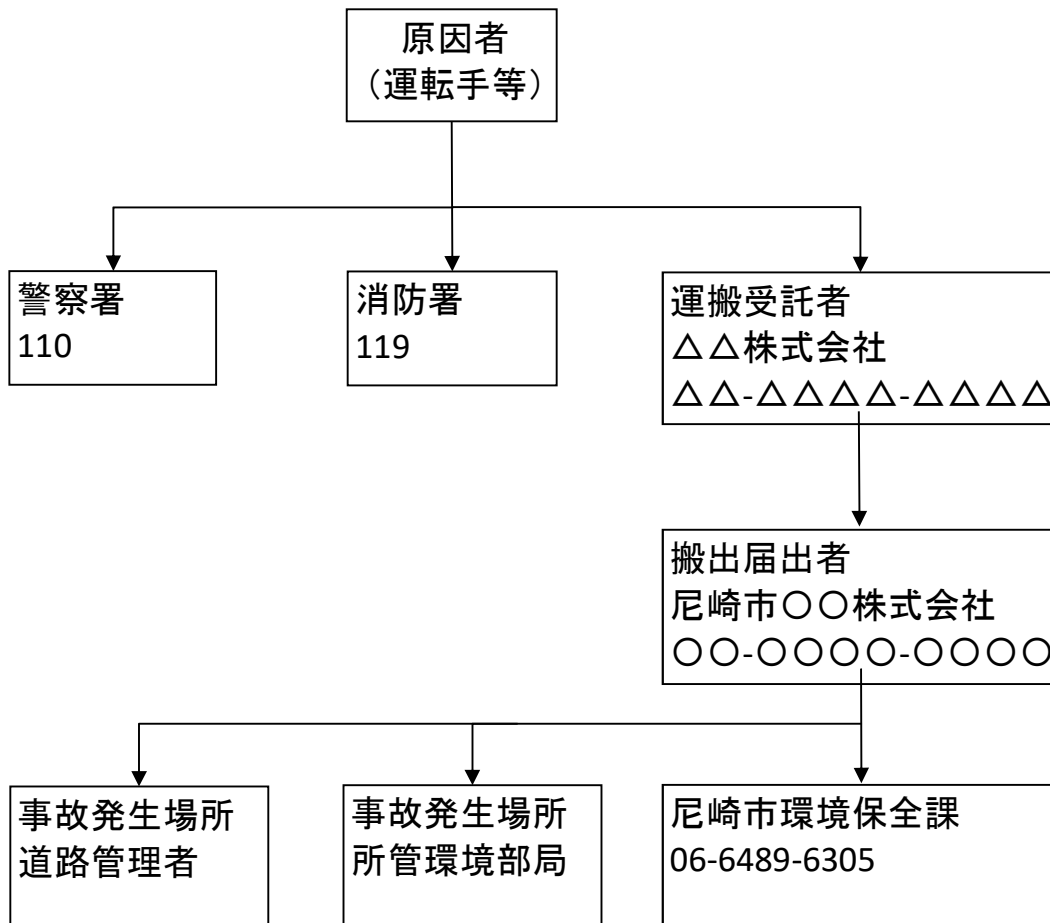
※施設床面は全て厚さ15cmのコンクリートで舗装されている。

積替施設及び保管施設の構造や設備が分かる写真を添付してください。また、撮影場所が分かる図面も添付ください。

2 積替施設の構造・設備等に関する説明

構造・施設等	基準への対応
囲い	施設は、入口に門扉が設置され、岸壁部分を除き、周囲を高さ2mの万能鋼板により囲われています。
掲示板	管理者名称と連絡先を記載した「汚染土壌積替・保管施設」の掲示板(縦60cm×横120cm)が施設入口の門扉脇に設置されています。
床面の構造	施設全体の床面は厚さ15cmのコンクリートで舗装されています。
排水処理設備	施設の床面には排水溝が設置されています。また、施設で発生した汚水を排水基準に適合させるための排水処理設備が設置されています。
排気処理設備	該当なし。
飛散等の防止設備	施設には、2mの万能扉やコンクリート壁の囲い、散水用の水道栓及びホースが設置されています。 なお、水銀の汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れた状態で積替えします。また、積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。

緊急連絡体制



連絡事項

- ・いつ 〇〇時〇〇分頃
- ・どこで 〇〇市〇〇地区〇〇道、線〇〇付近で、
- ・何が 積荷の汚染土壌が・・・
- ・どうした 飛散した。／流出した。
- ・けが人は けが人がいます／けが人はいません。

緊急時対応マニュアル(自動車)

特定有害物質の種類		水銀・鉛・砒素
緊急措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジンを停止する。 ・ 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 ・ 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、吸着材等で流出を防止する。
緊急通報		<p>警察署(110)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ ○○時○○分頃 ・ どこで ○○市○○地区○○道、線○○付近で、 ・ 何が 積荷の汚染土壌が… ・ どうした 飛散した。／流出した。 ・ けが人は けが人がいます／けが人はいません。 ・ 私の名前は △△株式会社 △△ △△です。
緊急連絡		<p>連絡先: △△株式会社 担当者: ○○ ○○ 電話: △△-△△△△-△△△△</p>
漏洩	固体	<ul style="list-style-type: none"> ・ こぼれた土壌は飛散しないようにして回収する。 ・ シャベル等を用いて、容器等に回収する。
	泥状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険でなければ漏れを止める。 ・ せき止めて吸引等により回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動させる。 ・ 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
暴露・接触時 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分間以上洗顔し、その際眼瞼を指でよく開らいて、眼球・眼瞼の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う(コンタクトレンズをはずす)。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示無しに点眼薬、塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石鹼を用いて十分に洗う。
	吸引	吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移動し、速やかに医師の治療を受ける。
事後処置		緊急処置が終了した後は、関係機関に状況報告を行う。

使用予定の管理票の写し

管理票										整理番号		
管理票交付者	氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名	尼崎市〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		氏名又は名称	△△株式会社 代表取締役 △△ △△		氏名又は名称	〇×株式会社 代表取締役 ×× ××		交付担当者の氏名		
	住所及び連絡先	兵庫県尼崎市〇〇町 〇丁目〇番〇号 06-0000-0000		住所及び連絡先	△△県△△市△△町 △丁目△番△号 △△-△△△△-△△△△		住所及び連絡先	××県××市××町 ×丁目×番×号 ××-××××-××××		交付年月日	年 月 日	
	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)											
		溶出量基準超過	第二溶出量基準超過			溶出量基準超過	第二溶出量基準超過	溶出量基準超過	第二溶出量基準超過	含有量基準超過	汚染土壌の荷姿	バラ
<input type="checkbox"/> クロロエチレン				<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物			汚染土壌の体積	m ³
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素				<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン				<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物				
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン				<input type="checkbox"/> ベンゼン				<input type="checkbox"/> シアン化合物			汚染土壌の重量	t・kg
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン				<input type="checkbox"/> シマジン				<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物				
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン				<input type="checkbox"/> チオベンカルブ				<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物				
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン				<input type="checkbox"/> チウラム				■ 鉛及びその化合物		1200mg/kg		
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン				<input type="checkbox"/> PCB				■ 砒素及びその化合物		0.041mg/L		
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン				<input type="checkbox"/> 有機りん化合物				<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物				
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン								<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物				
要措置区域等の所在地 (自動車等有害物質等時要措置区域又は要措置区域等の所在地)		尼崎市〇〇町△丁目□□番		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間		引渡し年月日				
積替え又は保管場所		積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 <input type="checkbox"/>		自動車等の番号		担当者氏名		尼崎市〇〇町△丁目□□番 ↓ 尼崎市△▲町▲丁目▲番▲号		年 月 日		
積替え又は保管場所		積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 <input checked="" type="checkbox"/>		担当者氏名		担当者氏名		尼崎市△▲町▲丁目▲番▲号 ↓ ××県□□市■町■丁目■番■号		年 月 日		
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 (搬出先の自然由来等形質変更時要措置区域又は要措置区域等の所在地)		名称 〇×株式会社 所在地 ××県××市××町×丁目×番×号 許可番号		担当者氏名		担当者氏名		××県□□市■町■丁目■番■号 ↓ ××県××市××町×丁目×番×号		年 月 日		
引渡しを受けた者の氏名		処理担当者の氏名 (土地の形質の変更をした者の氏名)		処理方法 (土地の形質の変更の方法)		処理終了年月日 (土地の形質の変更を終了した年月日)				年 月 日		
運搬受託者からの返送確認日		処理受託者 (土地の形質の変更を行った者) からの返送確認日		備考								

※管理票は、運搬受託者・処理受託者・汚染土壌の汚染状態、荷姿、運搬経路が異なる場合、それぞれについて管理票を交付する必要があります。
また、飛び地間移動や区域間移動についても管理票が必要です。

より詳細な解説は、環境省の「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」をご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>)